

令和5年度 アジア関係博士論文の審査結果に関する要旨

新藤麻里

現代韓国社会における親子の世代間支援と「大人になること」

課程博士(学術) 博総合第1990号(令和5年6月22日授与)

論文審査会委員 東京大学教授 有田伸(主査), 同教授 木宮正史, 同准教授 藤原翔
フェリス学院大学教授 金香男, 関西大学教授 保田時男

提出論文は、韓国社会における親子間の支援と若者の成人期移行との関係を実証的に解明することを目的とするものである。韓国では近年、就業や結婚などを具体的な契機とするいわゆる「成人期への移行」の遅れが社会的な問題となっている。また家族主義的価値観が強い韓国では、成人年齢に達した子に対してその親が経済的な支援等を行うことも一般的にみられるが、このような親からの手厚い支援が逆に親への依存を生み、若者の成人期移行をむしろ遅らせているとの指摘もある。このような状況をふまえ、本論文は、若者の成人期移行の問題と、移行期の子への親からの支援の問題とを同時に視野に入れ、現代韓国社会においてはそもそも「大人になること」とはどのような年齢段階でどのような条件を達成すべきものと捉えられているのか、移行時期の子への親からの家族内支援はどのような親からどのような子に対してどの程度行われているのか、さらに親から子への家族内支援は若者の成人期移行にどのような影響を与えるのか、という問いを設定し、既存の社会調査データの二次分析や独自に行ったウェブ調査データの分析等を通じてこれらを実証的に検討しようとするものである。

本論文は、序章、終章に加え、第1章から第6章までの6つの章からなる。以上のような本論文の問い、ならびに分析枠組み等が示される序章に続き、第1章では若者のライフコースや成人期移行に関する理論枠組みと先行研究の検討がなされ、韓国における成人期移行プロセスの特徴が確認される。この結果、韓国では成人期移行プロセスの変化が見られるとはいえ、「学校卒業—就職—結婚」という移行パターンの順序の標準性には変化がなく、これらのイベントの生起の時期や生起の有無自体に変化が生じていることが示される。またこのような成人期移行プロセスの多様化は、社会変動と密接に関連しており、それぞれの社会の状況をふまえた考察が必要であることが確認される。

第2章では、政府統計や社会調査データの集計結果などにに基づき、韓国における若者の成人期移行の現状とその遅延をもたらす背景条件の考察がなされ、これにより、韓国では学校卒業、初職就業、結婚のいずれのイベントに関しても、それらの年齢の遅延が認められ、またそのような遅延は韓国社会の特徴的な背景条件によってもたらされていることが示される。たとえば、学校卒業や初職就業の遅れは、高学歴化や就職競争の激化、さらには就職市場における「努力によって改善可能な基準の重視」などによる就職のための準備期間の長期化によって生じている。しかし移行のための長期の準備期間は、それを経るためのコストも必要であることから、このプロセスにおいて親からの支援を受けられるか否かが、若者の選択の可能性や実際の移行の結果を大きく異ならせてしまう可能性も否定できな

い。こうして、若者の成人期移行の問題とこの時期の子への親からの支援の問題を結び付けて検討する必要があることになる。

第3章では、韓国における親子間の支援関係とそれに影響する背景条件の考察、ならびに新聞記事分析を通じたこの問題に対する社会の認識の検討がなされる。この結果まず示されるのは、韓国では若者に対する公的支援の仕組みが十分に整っておらず、伝統的な家族主義的価値観を背景として、家族の扶養責任が強調される傾向がきわめて強いという事実である。このような背景条件の下、若者の移行のための準備期間が長期化していくにつれて、この時期の若者を親が支援するという状況が生じてくる。またこの問題に関する新聞記事の分析からは、移行期の子への親による支援は、若者の家族依存とさらなる移行の遅れをもたらす要因と捉える立場もある一方、教育費が高額化し、若者の就職が困難な状況におけるセーフティネットとして、肯定的に位置づける立場も強いことが示される。

第4章から第6章までの3つの章は、計量的な実証分析とそれに基づく考察を行うための章である。第4章では、論文提出者が2022年5月に大卒壮年（35歳～40歳）を対象として実施した『2022年韓国大卒壮年の世代間支援と成人期移行に関するウェブ調査』のデータ分析に基づきながら、韓国の人々の意識の上で、「大人になる」とはどのような条件をどのような年齢で達成することを意味しているのかが、日本の社会調査データとの比較分析も交えて検討される。この結果、韓国では、親からの経済的な独立も「大人になるための条件」として重要だとは考えられていること、また具体的なイベントとしてはやはり就職と結婚が重視されていることが示される。さらに、現実を反映してその年齢は遅くなってはいるものの、基本的には、就職や結婚は一定の年齢において経験すべきものと考えられていることが明らかにされる。

続く第5章では、これまで行われた社会調査データの二次分析を通じ、住居の提供（親子の同居）と生活費の支援という2つの形の支援に焦点を当て、親から子へのこれらの支援の規模等の実態とその規定要因の分析がなされる。その結果、住居の提供に関しては晩婚化の影響を受けて親との同居傾向が近年高まっていることが示される。生活費の支援に関しては、そのような増加傾向こそみられないものの、親が移行期の子に対して必要な経済的な支援を行うべきと考える傾向は高く、実際に親の負担もかなり大きなものとなっている。またこのような支援は、就業状況など、主に受け手である子ども側の条件に応じてなされており、このことから、移行期の子への親の支援は、子どもの必要性に応じた家族によるセーフティネットという性格を強く帯びるものであると論じられる。

第6章では、前述のウェブ調査データの分析に基づき、以上のような親から子への支援が、子どもの成人期移行にどのような影響を及ぼすのかが検討される。この章では移行期に親からの支援を受けた経験や支援金額の多寡が、子どもの初職就業年齢や初職の内容、さらには結婚経験の有無・結婚年齢に与える影響が分析され、その結果、親からの支援は初職就業年齢を遅くする効果を持つが、初職の内容を——韓国社会の一般的な選好に照らして——より「望ましい」ものとする効果はほとんど見られず、また結婚の生じやすさやその年齢への影響も限定的なものであることが示される。

終章では、得られた知見が再度整理されると共に、本論文の結論が以下のように示される。韓国では高学歴化や二重労働市場構造、さらには従来の伝統的価値観に対する個人主義的価値観の台頭といった社会状況の中で、初職就業や結婚等の成人期移行の遅れが生じている。これに対して、若者に対する公的な支援の仕組みが十分でない中で、親が移行期の子の支援を行うことになるものの、それが逆に若者の「大人になること」を遅らせるという循環的な関係が生じるに至っている。また高齢者に

対する社会保障制度も十分ではない韓国において、親から子への支援は、子の社会経済的地位達成によってその可能性が高まることになる「子から親への将来的な支援」に対する期待にも基づいて行われているが、親から子への支援には、子の地位達成に対する肯定的な影響は明確には認められない。以上の知見、ならびに成人期移行に関してきわめて競争的な環境におかれた韓国の若者の現状をふまえた上で、本論文では、移行期の若者のセーフティネットを家族に依存せざるを得ない状況を見直し、持続可能な若者の支援体制を社会的に構築していくことの必要性が提起される。

本論文は、韓国社会について、学術的にも実践的にも重要なトピックに関して明確な問いを立て、多面的な接近と総合的な考察を通じてその答えを示しているという点で、博士論文が満たすべき条件を十分にクリアしているものと評価できる。さらに本論文は、言説の上ではしばしば関連付けられながらも、学術的には十分にその関係が検討されることがなかった若者の成人期移行の問題と、移行期の子への親からの支援の問題とを結び付け、両者の関係を確かな形で示した点で大きな学問的・実践的意義を持つ。このような枠組みの構築とそれに基づく分析は、この問題に関する欧米の諸理論や日本の先行研究を十分にふまえ、同時に韓国社会のあり方を深く理解してこそはじめて可能となっているものであり、この点で論文提出者の地域研究者、ならびに比較社会学者としての高い力量が認められる。また本論文では、成人期移行という考察対象に関しても、その中身を所与のものとして分析を行うのではなく、日本との比較の視点に基づき、まずは「大人になること」に関する人々の認識を明らかにし、その内容を適切にふまえた上で成人期移行の実態や規定要因の検討を行っており、この点も、本論文の考察の妥当性とその意義を高めるところに大きく寄与している。このほかにも本論文では、日本との比較の視点を通じて韓国社会の特徴が鮮明な形で浮き彫りにされており、日本における韓国社会研究の特長が十分に発揮されていると言える。

さらに本論文では、政府統計の集計データ、既存の社会調査の二次分析、新聞記事分析、独自に実施したウェブ調査データの分析と、実にさまざまな資料・方法を用いて対象へのアプローチがなされている。この中でも、独自のウェブ調査を行ったことは特に評価され、この調査データの分析により、韓国における移行期の子への親からの支援の程度とそれが成人期移行にもたらす影響に関する重要な知見の導出が可能となっている。このような独自の調査の実施も含めて、本論文はこの問題に関する重要な研究事例として、今後も大きな価値を持つものと考えられる。

同時に審査会では、本論文に対するいくつかの注文明も付された。日本と韓国の事例をさらに広い視角から位置づけていく可能性やジェンダーの視点をさらに生かした分析の可能性についての指摘がなされたほか、ウェブ調査における質問の形式や計量分析結果の提示方法に関してさらなる改善の余地があることが示された。また審査会での質疑応答を通じては、韓国の世代間支援関係が社会的に果たしている機能についてのマクロな視点からの議論と、個々の家族内部における親子間支援の動機やもくろみについてのミクロな視点からの議論とが融会的になされており、後者についても前者の視点からのアプローチがなされたことによって、論文全体の論述がやや静態的な性格を帯びてしまった可能性も明らかになった。

しかしこれらはいずれも、本論文の到達の先に、本研究を今後さらに発展させていくための課題と位置付けられるべきものであり、本論文の博士論文としての意義を否定するものではまったくない。本審査委員会は、全員一致で本論文が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいと認定するものであり、よって本論文は博士（学術）の学位請求論文として合格と認められる。

澤村るり子

16, 17 世紀フィリピンにおける華人の自治と司法行政
—— スペイン植民地における末端組織「プエブロ」の視点から ——

課程博士 (学術) 博総合第 2007 号 (令和 5 年 11 月 24 日授与)

審査委員会委員 東京大学教授 網野徹哉 (主査), 同教授 杉山清彦, 同教授 岡田泰平
早稲田大学教授 伊川健二, 明治大学准教授 清水有子

本論文は 16・17 世紀のフィリピンにおいて生活していたサングレイと呼ばれた華人の歴史的動態を考察したものである。フィリピンでは、スペインによる支配がはじまる以前から華人が来航していたが、彼らはやがて植民地体制に包摂されるようになる。離合集散の傾向が強く、流動的な社会集団を形成していた華人が、植民地社会にいかん包摂されたか、そしてまた華人はかかる状況においていかにして自律性を保とうとしていたのかといういまだに明確にされていない問題に対し、各地の図書館に所蔵されている未刊行手稿文書を博捜し、また刊行文書についても新しい解釈を加えて再読解しつつ、実証的に解明しようとした。

全体の構成は、序章と本論、終章からなる。6 章よりなる本論は二部構成をとり、第 1 章から第 3 章までが第 1 部、そして第 2 部は第 4 章から第 6 章を含む。以下に、各章の概要を示す。

序章においては、華人社会の実情を明らかにする上で、集団を統括していた「華人頭領」に特に焦点が定められ、これを軸にして論じられてゆくことが示される。もとより流動性の高い社会集団であったがゆえに、華人の実態を明らかにするための史料には限りがあるが、序章ではこうした研究状況を超克し、華人の実像に迫るための方法的視座が提示された。まず華人の居住空間の歴史的変動を解明すべく、スペインの植民地当局が住民を支配するために設定した「プエブロ」という政治的・宗教的な枠組みに着目する。ラテンアメリカ植民地において先住民を支配するための制度的単位として創出されたプエブロは、フィリピンにも移植され、まず同地の先住民統治に活かされたが、それはまた華人支配にも適用された。このプエブロによる統治が華人の居住空間をどのように規定していたか、居住地において華人頭領がどのような役割を担ったかを明らかにすることにより、植民地当局による華人に対する支配の性格、そして華人の自律性のあり方を理解することが可能になる。もうひとつの視座は、華人が企図した暴動におかれる。17 世紀に複数回発生した大規模な暴動により、フィリピン華人社会には大きなダメージが与えられたが、これらの暴動の諸局面の細部を史料の読解を通じて描きだし、騒擾という非日常的状況において浮かびあがる華人、とりわけ華人頭領の政治的・宗教的特質を掘りあげるといふ独自の研究の方法が示される。

第 1 部の第 1 章から第 3 章までは、プエブロ概念の検討と、それがフィリピンの華人の居住空間をいかに規定し、またそれに対する華人の自治がどのようにして保たれたかが考察される。

第 1 章では、プエブロという概念を比較史的に検討すべく、メキシコ植民地におけるプエブロの実態が描き出された。その結果、教会を中心に据えた空間に住民を集住させ、貢納を通じて政治的・宗教的に支配するための枠組みとしてのプエブロが措定された。これはフィリピン植民地に導入され、

まずは先住民支配に適用された。先住民は教会を中心としたプエブロに集住させられ、ゴベルナドールと呼ばれる先住民の頭領的存在がこの空間を統率したが、彼らは同時に植民地当局のスペイン人司法行政官によっても統制されていた。こうした構造を持ったプエブロは、やがて華人支配にも応用されるようになり、先住民ゴベルナドールと同様の機能を担った華人頭領が、華人プエブロに住むひとびとを統括してゆくようになる。

第2章においては、植民地当局が、流動する華人住民を統制する意図とともに華人プエブロを設置してゆく具体相を、トンド、ミトン、バイバイ、ビノンド、パリアンといった、実際の華人プエブロの生成過程において考察する。その結果、ドミニコ会やアウグスチノ会といった修道会がイニシアティブをとりつつ行政官にはたらきかけて華人をプエブロに集めてゆく過程が明らかにされる。プエブロに集住した華人集団は、スペイン政庁が配置したアルカルデ・マヨールなどの行政官によって統制された。こうした上部からの統治に対し、しかし、華人集団はゴベルナドールと呼ばれた頭領を軸として、集団としての一体性を確保していった。またプエブロが設定されるに際しては、華人側が主体的に働きかけるという側面が存在したという重要な点も指摘されている。また華人と同様の流動性をもっていたのがフィリピンに移り住んだ日本人であったが、彼らが住んだいわゆる「日本人町」と華人プエブロを比較しつつ、両者のあいだにも共通性があったことが明らかにされた。そしてまた、プエブロが生成し、再編成されてゆくプロセスにおいて、先住民、華人、さらに日本人が日常的に交錯していた活き活きとした状況が描き出されている。

続く第3章においては、華人居住区が創設されるにあたって、華人集団に内在した社会構造が深部において作用していたのではないかと、という仮説のもとに、スペイン側の史料を相対化するために、フィリピン以外の地域における華人社会が比較の対象として取り上げられ、日本における華人町、オランダ領バタヴィアの華人居住区が考察された。さらに、漢文史料、和文史料から看取される華人自身、そして日本人のもっていた「華人プエブロ・イメージ」が探られている。

第1部が、華人社会の外的枠組みの確定であったとするならば、第2部は、華人社会の「内面」を探ることを目指し、華人頭領の実像を追いつつ、華人が起こした暴動の諸局面を精緻に分析する。

第4章は、華人の有力者アントニオ・ロペスに焦点が当てられる。有力華人にして華人プエブロの頭領であったアントニオ・ロペスが、フィリピンのスペイン政庁と豊臣秀吉とのあいだに繰りひろげられた複雑な日西交渉に際し、さまざまな場面で活躍したアントニオ・ロペスと同一の人物であるという仮定のもとで、交渉に際して記録として遺された当該人物の様々な言説を丁寧に分析し、キリスト教徒としての自意識に貫かれ、多言語を操りながら柔軟な国際的な視野をもつ華人頭領像を描き出すことに成功している。

続く第5章と、第6章では17世紀に発生した二つの華人暴動が考察される。第5章では、1603年暴動において、暴動を指揮したとして処刑された華人頭領ファン・パウティスタ・デ・ベラことエンカンの人物像が彫琢される。暴動発生後、華人民衆と、スペイン当局とのあいだに仲介者として立ち、その板挟みの苦衷の末、最終的には命を落とすことになるエンカンは、華人社会の中で実力をもちつつも、信条面においてはまったくキリスト教徒としての自負を保つ人物であった。この暴動から見えてくるのは、かならずしも一枚岩とはなっていない華人社会の性質であり、しかし、それが危機的状況の中で、強力な華人頭領を指導者として仰ぎつつ一体化してゆく傾向である。

第6章では1639年に生じた華人暴動が検討される。スペイン人による華人に対する苛斂誅求にた

いする反発を契機として発生した当該暴動においては、指導者的な役割を担った華人頭領の姿は希薄だが、華人社会とスペイン人当局との紐帯としてあった修道士やスペイン人行政官の担った役割が描かれる。結果として、本来ならば両者の有効な結節となるこうした存在が、その機能を十全に果たすことができず、悲惨な大虐殺という結果を招いたことが考察される。こうした暴動の中でも、キリスト教に深く影響を受けた華人の姿が捉えられ、二つの文化の狭間において苦悩する存在としての華人像が描き出された。

以上が論文の要旨であるが、審査委員会は、この論文を、必ずしも史料に恵まれていない社会集団である華人の実像に迫るべくさまざまな視座からの解明を試みた歴史研究として高く評価した。

華人社会の実像を捉えるべく、ラテンアメリカ植民地において先住民統治の枠組みとしての「プエブロ」を参照項として用い、これがフィリピンの華人居住区の形成においても重要な意味もっていたことを捉えたことにより、華人居住区の生成・変動についての従来の理解をより深めることができたことと評価することができる。さらに、従来、フィリピン研究の基幹史料であった英訳史料集成にさまざまな問題が内在することを看取り、これらの原典にまで遡って再読解し、従来の歴史像を改変しうる新しい事実を提示したことも本論文のメリットとして指摘しうる。またこうした史料の再評価のみならず、インディアス総文書館などに新史料を博捜し、華人社会の特質を体現した華人頭領の素顔に迫るべく手稿史料と格闘した末にその複雑な像を描き出すことに成功している。フィリピンの華人研究における新しい方向を開拓した研究と言えよう。さらに、フィリピン先住民、華人、日本人が交錯する植民地にあって、社会下層に生きたひとびとの歴史的動態を、あくまでも厳密な史料批判に基づきながら活写した手腕についても評価された。またフィリピンにおける華人の歴史的動態を、さらに広いアジア世界の文脈の中で検討する可能性を開いたことも注目される。

かように優れた論文ではあるものの、しかし、問題となる点もいくつか指摘された。まずスペイン語史料、中国語史料の読解において、言葉の表面的な解釈になっている部分がわずかながら見受けられ、史料の向こう側にひろがる歴史的現実を把握し損なっている箇所があったことが惜しまれた。また今回は研究の現実的限界から、おもに行政関係文書や教会関係者の書簡などが中心史料としてもちいられたが、インディアス総文書館などにおけるさらなる調査により、多種多様な文書を用いつつ、新しい地平が開けてゆく可能性についても指摘された。さらに文章が微妙にこなれていない箇所や、推論の根拠がやや明確でない部分など、細かい箇所において修正すべき点もあげられた。しかしながら、これらの指摘はいずれも提出者が今後の研究で取り組むべき課題や技術的な修正点を示すものであり、本論文の学術的な水準と価値を損なうものではない。したがって本審査委員会は、全会一致で、本論文が博士（学術）の学位を授与するに相応しいものと認定した。

徳永佳晃

議会主義と独裁体制

——1920年代のイランにおける議会制の定着——

課程博士（学術）博総合第2021号（令和6年3月21日授与）

審査委員会委員 東京大学教授 井坂理穂（主査）、同准教授 大塚修、同教授 秋葉淳

日本大学教授 粕谷元, 東北大学名誉教授 黒田卓

本論文は、1920年代のイランにおける議会制の定着過程を、具体的な立法事例とその背景の分析を通じて明らかにしたものである。この時代には、国民議会に係わる憲法典や法令が、同時代の政治状況のもとで解釈、運用され、不文律の慣行を生み出しながら定着していった。この過程は、同国における議会制民主主義の進展をもたらすかに思われたが、実際にはレザー・シャー（首相在職 1923-25、国王在位 1925-41）を頂点とした独裁的な支配体制の形成と結びつくことになる。本論文はこのような議会主義・議会制と、レザー・シャーの支配体制との関係を、幅広い一次史料、とりわけ議会文書の分析を通じて解き明かすものとなっている。

1920年代のイランにおける議会制に関しては、レザー・シャーの権力掌握に至る政治史研究の一部としては論じられてきたものの、議会制自体に焦点を当てたものは少なく、とりわけその制度的な変遷については十分に検討されてきたとはいえない。本論文は議院内閣制、予算議決制度、選挙制度、憲法改正といった、憲法体制の根幹を占める諸制度がこの時代にどのように形成され、実践されるようになったのかを詳細に分析している。そこでは、議会文書・議会刊行物や、政府の各行政官庁において作成された文書・刊行物、同時代に書かれた法学文献、新聞、雑誌、回想録などの幅広いペルシア語史料、さらに関連諸国の外交文書などが用いられている。とりわけ、イスラーム議会図書館に所蔵されている議会文書、及び国民議会議録などの議会刊行物は、本論文において個々の法律の立法化過程を明らかにするうえで、極めて重要な史料となっている。

論文の構成は序論、結論のほか6つの章からなる。まず序論では、本研究の目的や研究史上の位置づけが明らかにされる。さらに、イラン議会制やイラン政治史における1920年代の位置づけが論じられ、続いて研究手法や史料の説明、及び「独裁」「議会制」「憲法体制」などの用語説明が記されている。

第1章では、本論文で焦点を当てる1920年代に至るまでの議会制を取り巻く状況が検討される。とりわけ立憲革命期（1905-11年）にイラン国憲法典及び国民議会が導入されるに至る経緯や、そのうえに成立した国民議会の理念が論じられ、憲法の条文そのものの内容に加えて、それらが同時代においていかに解釈されていたのかが示される。同憲法は国民議会へ権限を集中させ、そこでの合意形成を重視するものであったが、1920年代までに起きた政治的、社会的変化は、政府主導の迅速な改革を求める動きを促し、この状況が憲法の定める議会のあり方との間にずれを生じさせていく。

第2章から第6章までは、1920年代の国民議会における立法事例を取り上げている。まず第2章では、第1次ガヴァーム内閣（1921-22年）においてモサッデグ財相が提出した財政改革関連法案をめぐる議会審議が検討される。財相が内閣主導のもとの効率的な財務改革を目指したのに対して、1921年に6年ぶりに再開した国民議会においては、立法権の侵害を懸念する立場から、改革関連法案への強い反発が示された。これがもとで第1次ガヴァーム内閣は崩壊する。ここでは以上のような経緯が論じられたうえで、これが財政改正そのものの挫折ばかりでなく、既存の憲法体制のもとで迅速に改革を進める試みの挫折をも意味するものであったことが指摘されている。

第3章では、議会制民主主義の実現に不可欠な構成要素である予算議決制度に焦点が当てられる。具体的には、1303/1924-25年度一般予算法（1925年）の制定過程、及びそれに伴う予算議決制度の定着過程が検討されている。とりわけ、当時、政府の財政政策に関して大きな権限を与えられていた米

国出身のミルスポー財務長官と、国民議会との間の激しい対立関係が詳細に論じられ、この対立が、国家財政の混乱をもたらすと同時に、両者の調停者としてのレザー・ハーン首相の財政に対する影響力を高め、彼の独裁的な支配体制の形成を後押しすることとなった点が指摘されている。

第4章では、同時代の男子普通選挙の実態及びその制度改革に関して、選挙不正の防止を目的とした1304年選挙法改正（1925年）をめぐる議会審議が分析されている。国民議会においてこの改正を主張したのは都市部の知識人たちであったが、彼らは不法な影響力の排除を目的として地方選挙への規制を求め、中央政府の選挙監督権限を明記し、選挙実務に関する知事権限を縮小させた。ここではこの改正が、そうした知識人たちの思惑とは逆に、レザー・ハーン率いる中央政府による選挙への介入や選挙不正の組織化を促すという皮肉な結果をもたらすこととなったことが示される。

第5章では、1925年のパフラヴィー朝成立に伴う第一次憲法改正が扱われる。この改正は、イラン史上初の憲法改正であるとともに、憲法改正手続きに関わる慣行を打ち立てたものでもあった。ここではレザー・シャー及びその支持者が、反対派の結束を削ぎ、彼の即位を迅速かつ確実に実現するために、立憲革命を先例とした厳格な憲法典の改正手続きを採用したことが示されている。そのうえで、こうした手続きが規定されたことが、憲法改正を抑制する効果をもたらし、憲法典上の国王の権限とレザー・シャーが実際に保持する権力との間に矛盾を生じさせることともなった点が明らかにされている。

第6章では、不正な影響力の排除を目的として、官僚による国民議会選挙への参加を規制した1306年ティール月22日法（1927年）に焦点が当てられる。まず、様々な議会勢力の思惑が交錯するなかで、同法の内容が、官僚を対象とした被選挙権の制限のみならず、国民議会と内閣との間の異動をも規制する方向へと発展した過程が示される。そのうえで、この法律の導入が選挙不正を阻む効果もおよそもたなかった一方で、国民議会においては地主が優位を占め、内閣は官僚組織と結びつくという棲み分けを促したことが指摘されている。この法律の制定によって、形式的には議院内閣制の枠組みを保ちつつも、国民議会と内閣との間の相互関係が弱められ、それらはともにレザー・シャー支配体制に組み込まれていく。

結論では、以上のような立法事例の分析を踏まえたうえで、1920年代における議会制の定着過程が、その制度理念とは裏腹に、レザー・シャーによる独裁的な支配体制と密接に関連していたことが論じられる。さらに、同体制に取り込まれた議会が地主制と強く結びつくことで、レザー・シャーの近代化改革に一定の制約が課されていたことが示される。そのうえで、今後の課題として、議会を通じて各社会層と利害調整を重ねるというレザー・シャー支配体制のあり方について、さらに具体的に明らかにすることが挙げられている。

以上のように本論文は、入手・解読の難しい議会文書などをもとに、これまでイラン近代史のなかで着目されることの少なかった1920年代の議会制について、極めて実証的で独自性の高い議論を展開しており、この分野に多大な貢献をなすものとなっている。レザー・シャーによる独裁体制の形成過程を、個人の資質や軍隊との関係ばかりではなく、議会制との関係から論じた本研究の意義は大きい。幅広い知識や優れたペルシア語能力をもとに、議会文書などを深く読み込んだ本論文は、近代法制史研究の優れた成果として、今後、他地域の法制史との比較研究の道を開くものともなるだろう。付録部分も含め、関連する情報を随所できめ細かく提示している点も着目される。これまで用いられることがまれであった議会史料をここまで広く収集し、イランの政治・社会状況や法学の知識と照ら

し合わせながら丹念に読み解いたうえで、議会制とレザー・シャー独裁体制の形成過程の連関という独自の視点を提示したことに対して、審査員全員から高い評価が寄せられた。

他方で、審査員からはいくつかの課題も指摘された。まず、この時代の軍や警察のもつ権力基盤がいかなるものであったのかについて、概括的であるにせよ触れることができれば、レザー・シャー独裁体制の形成過程における議会の役割をより一層明確にすることができたと考えられる。また、同時代の外交関係について着目することで、本論文の議論をさらに補強しうる点も指摘された。議会における政党や会派の弱さについて、その背景をさらに検討することも課題として挙げられた。「独裁」という言葉の定義や、「地主」の具体像についての質問も寄せられた。1930年代を検討対象として含めることで、1920年代のイランにおける議会制の特徴をさらに浮き彫りにすることも可能となると思われる。

しかしながら、これらの点はいずれも、本論文の学術的意義や質の高さを損なうものではなく、今後の研究へとつながる課題として提示されたものである。以上のことから、本審査委員会は全員一致で、本論文が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定した。

澤口右樹

イスラエルにおける兵役女性の主体性
——エスニシティに注目して——

課程博士（学術）博総合第2022号（令和6年3月21日授与）

審査委員会委員 東京大学准教授 鶴見太郎（主査）、同教授 土屋和代、同教授 瀬地山角
日本女子大学教授 臼杵陽、一橋大学教授 佐藤文香

本論文は、女性にも兵役を課し、かつ女性兵士を前線にも配置する例外的な国家である現代イスラエルにおける女性の兵役経験を、ジェンダーとエスニシティの交差性の観点から分析したものである。先行研究は、男性優位な軍隊のジェンダー秩序において女性兵士がその経験をどのように解釈しているかを分析する一方、その際の多様性を経済階層や従軍経験そのものという次元に限定している。これに対して本論文は、イスラエルの主要なエスニック集団であるヨーロッパ出自のユダヤ人（アシュケナジーム）と中東・北アフリカ地域出自のユダヤ人（ミズラヒーム）の別に着目した。その際、イスラエル社会の社会構造をジェンダーとエスニシティの交差性（構造的交差性）から捉えなおし、女性兵士が軍隊経験をどのように解釈するのか（主体性の交差性）を、主にインタビューに基づいて調査した。

第1章は、イスラエル社会をジェンダーとエスニシティの観点から歴史的に概観した。シオニズムの発生からイスラエル建国までの過程で、オリエンタリズムに基づくアシュケナジーム男性優位な社会構造が構築されていった。その後の新自由主義的経済体制の発展などにより、経済格差とこれによる教育格差は依然として続いている。ジェンダーについては、アシュケナジーム女性は歴史的に男性より劣位に置かれ、ミズラヒーム女性はアシュケナジーム女性の家事労働の外注先というさらに脆弱な地位に立ってきた。経済格差はフェミニズム運動内部にエスニシティによる格差を生み出した。ア

シュケナジームとミズラヒームの通婚の広がりも、「公的領域のアシュケナジーム男性、私的領域のミズラヒーム女性」という規範を強化してきた。

第2章はイスラエル軍のなかでのこれらに関する実態を概観した。ジェンダーとエスニシティを基準とする兵役対象者の選択や免除規定の策定などのように、軍隊は各カテゴリーを定義している。それは、シオニズム運動が軍事的な男性性と、ヨーロッパ中心性を重視することに由来し、当初はアシュケナジーム男性が圧倒的に有利な状況にあった。ところが、イスラエルが直面した多くの戦争によって、アシュケナジーム男性のなかで兵役拒否が増えると、軍は兵力を確保するためミズラヒーム男性を戦闘部隊へと徴用し始めた。ミズラヒームもまた、アシュケナジーム優位体制への抵抗や、ミズラヒームとしての尊厳の証明などの動機により、積極的に戦闘部隊へ従軍するようになった。一方、アシュケナジーム男性はサイバー部隊などのより高度な部隊に従軍するようになり、軍隊における両者の棲み分けは拡大した。軍事的な男性性の重視というイスラエル社会のジェンダー規範において、女性は軍隊で常に劣位に置かれていた。しかし、イスラエル社会のアシュケナジーム優位性により、アシュケナジーム女性は、軍事技術の高度化や軍事作戦の質的变化の恩恵を受けるようになった。他方ミズラヒーム女性は、軍隊とミズラヒーム社会での劣位が交差することで、こうした利益に与ることがほとんどできないでいる。

第3章以降は、インタビュー調査に基づき、こうした構造のなかでの女性の主体性に光を当てた。第3章は、アシュケナジーム女性はアシュケナジームとしての優位性を保ちつつ、女性性を弱さとみなす軍隊のジェンダー規範には抵抗していることが示した。軍隊でのセクシャルハラスメントへの批判、軍服や化粧などのファッションへの憧れ、フェミニズムは女性の男性化を意味しないとする意見などの語りから、彼女たちは女性性に拘り、「女性として尊厳」を求める姿勢を示していた。

第4章は、ミズラヒーム女性が軍隊の男性中心性から距離を置き、伝統的女性性を重視する傾向を描き出した。この選択はアシュケナジーム男性との結婚となる場合があったが、これはアシュケナジーム男性の優位性を温存する選択でもあった。その背景に、軍隊内での差別的な視線だけでなく、出身のコミュニティからの視線、すなわち、女性が兵役に就くことを否定的に捉える考えが大きく影響していることがうかがえた。出身コミュニティに戻る意向がある場合は、兵役はほどほどにこなしたうえで、戻った後は伝統回帰ないし宗教回帰の傾向を見せ、一方、出る場合はアシュケナジーム男性との結婚に至るのである。ミズラヒームでも男性の場合は、「野蛮だが勇敢な男性兵士」としてある程度の地位を得ることができるのに対して、ミズラヒーム女性にとって、軍隊の価値を積極的に見出せる余地はきわめて少ない。様々なまなざしや出身コミュニティとの関係性のなかで、兵役と折り合いをつけていく様子が見出された。補足的に、「ミズラヒーム女性としての尊厳」を掲げて抵抗し、これを再解釈するミズラヒーム女性の作家の例も本章では言及されているが、兵役経験者自身からはこうした声が出ないことが、アシュケナジーム女性との条件の違いを表している。

先行研究は、女性兵士が経済的機会の獲得や自己実現を主体性として考えるというように、狭い意味で、また単一の基準で主体性を捉えてきた。しかし本論文は、ジェンダーとエスニシティの構造と主体性それぞれのレベルの交差性において、女性兵士の経験を多様な基準で評価すべきであることを示している。アシュケナジーム女性にとっての主体性と、ミズラヒーム女性にとっての主体性の基準は異なる。その基準を見定める方法こそが、ジェンダーとエスニシティの交差性を構造と主体性のそれぞれのレベルで捉え、その地点から見定める本論文の方法である。

審査会では以上のような本論文に対して、次のようにその功績と限界について意見が出された。

本論文の学術的貢献は、何より、世界的にもまれな、前線も経験する徴兵制下の女性兵士の生の声を拾った点にある。外国人男性という立場から、数年がかりで、また途中のコロナ禍による困難を乗り越えながら、ヘブライ語も用いて粘り強く、信頼関係がなければ聞き出せない多様な声を分析し、先行研究が体系的に検証してこなかった、女性兵士のなかのエスニシティの違いによる経験や行動の差を析出した点は、オリジナリティある意義深い成果である。とりわけ、特にミズラヒーム女性に関して、漠然とした社会からの差別的まなざしだけでなく、出身コミュニティとの関係でもその主体性や軍に対する意味づけが大きく左右されることを明かしており、単なる軍隊のなかの差別の問題でも、社会のなかの差別が軍隊にもみられるという問題でもない、まさに軍隊と社会が掛け合わさるなかで生じる経験を照らし出したことは、イスラエルに限らず、世界各地における、軍隊と社会の関係を考えるうえでも示唆深い。

また、ミズラヒーム女性という、ある意味で最も深層部分に到達するまでに、イスラエル軍をめぐる、またそこに象徴される、イスラエル社会の様々な特質を抉り出していることも本論文の特長である。世界で最も先進的な軍隊と喧伝されるイスラエル軍の展開のなかで、イスラエルの建国とともにあるオリエンタリズム的な認識や猛々しい男性性を強調する規範が今日軍の規範や兵士の言動などどのように関わるのかはそれ自体興味深い主題である。先端部分はアシュケナジームの男女が担い、かつ、それが退役後の社会におけるキャリアアップに直結するのに対して、旧来型の体力勝負の部隊に関してはミズラヒーム男性が担うという構図は、イスラエル社会が持つヒエラルキーの縮図といえ、本論文では直接の言及がないパレスチナ人とイスラエル国家や社会との関係を考えるうえでも重要な手掛かりとなる。

以上のような成果の一方で、不十分な点もいくつか指摘された。まず、論文のキーワードとなっている「ミズラヒーム」という用語は、現在のイスラエルではそれほど前面に出される語ではなくなっている。分析者があえてまとまりを見出したうえで用いる概念であるのか、当事者自身の用語であるのか説明されていない。同様に、「イスラエル地域研究」と銘打つ際の「イスラエル」の範囲についても、あるいは、インタビューの匿名化の際の記号についても説明がなされていないなど、主要な概念や要素をクリアにするという観点からは課題が残っている。

また、分析における最大のキーワードともいえる「交差性」についても、交差性（インターセクショナリティ）に関する議論の蓄積が十分に踏まえられていない点についても注文が付いた。交差性概念には、我々がみな特権と抑圧の様々な交差のなかで位置することを示すことで、交差点に立つ者の重層的な差別経験を描き出すという概念の出自を超えた分析のポテンシャルに開かれている。その一方で、実際の運動のなかでのアクチュアルな問いとして析出された概念である交差性は、コンテキストが非常に重視されるが、本論文ではやや脱文脈化した使い方がなされていることについて、さらに議論が必要であることが指摘された。

くわえて、以上の成果がより広い範囲に持つ含意に対して議論されていない点にも複数の方向から疑問が呈された。例えば、交差性に関していえば、アメリカ研究が中心となってきたが、それに対して、イスラエルを見ることでどのような貢献があるのか、また、女性兵士に関する研究としても、イスラエルを見ることで何を提起できるのかほとんど論じられていない。エスニシティという意味ではミズラヒームと最も近いアラブ人ないしパレスチナ人との関係についても、直接彼らを研究しない

にしても、イスラエル人（国家）と彼らの関係性についてどのような含意があるのかについても議論の展開が望まれる。

議論の入り口としても、そもそもイスラエル軍やイスラエルの兵役が、女性を含む軍隊や兵役を持つ諸国のなかでどのような特徴を持っているのかについて整理がなされないままになっていることも疑問として指摘され、隣接領域との関連づけの弱さを示しているといえよう。

もっとも、論文自体は、上述の成果を無理なくコンパクトにまとめていると評価でき、これら不足点の多くは、今後切り拓いていくべき課題であるといえよう。説明不足である諸点については、審査会において、いずれも提出者から十分な説明がなされ、論文の骨格にかかわる不備は見出されなかった。そのほか、文章表現の不足なども散見されたが、論文の価値を毀損するほどのものとはいえない。以上を踏まえた審議の結果、審査員一同、本論文は博士（学術）の学位請求論文として合格と認められると判断した。